

○防衛省告示第百七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び追加提供が令和四年三月二十九日次のとおり決定された。

令和四年三月三十一日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇二二	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市、うるま市	国有	土地…約一二、〇〇〇平方メートル
			公有	土地…約九六、〇〇〇平方メートル
			民有	土地…約二〇一、〇〇〇平方メートル

令和四年三月三十一日

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

五〇〇一 板付飛行場 福岡市 国有 工作物・舗床

駐機場として追加提供する。